

物品監査が前述の目的を達成するためには、どのような仕方をすべきかという方針の問題がある。すなわち物品監査を実施する場合に、事前に欠陥を指摘し、その改善措置を講ずることによって、事故の発生を防止しようとする「事前監査」を主体とすべきか、またはすでに発生した事故の原因を究明することによって、同種事故の再発防止に努めるという「事後監査」を主体とすべきかという問題と、これらの基本方針のもとにあって、実施段階においては「摘発主義」でゆくべきか「指導主義」でゆくべきかの基本方針の決定が必要となる。摘発主義を方針にとれば、物品関係帳票類や諸記録を詳細に点検して、その当否をきわめるのであるから監査のゆき方は勢い峻厳（しゅんげん）となり、ときとしてはゆき過ぎと思われる程度に威圧的になりかねないであろう。他方指導主義をとれば、詳細にわたる計数的な内容調査は必ずしも必要ではなく、それよりも法規・制度あるいは達示等の改善のための考究に力を注ぎ、事務担当者の誤った処理上の観念を直し、事故発生防止のための正しい処理についての周知方に多大の努力を払うべきであろう。以上の監査方針のうち、いずれが物品監査のあり方としては当を得たものであるかという点については、このいずれが現状においてはもっともふさわしいあり方であるか、という点をきわめることが先決問題といえよう。しかしながら現行施行細則の趣旨からすれば、個々の誤びゅう・過失・不正等のよって生じた原因を検討して、その是正方策を発見することに留意し、物品業務が適正かつ効率的に運営されるよう是正指導することを意図していることはいうまでもない。

3 物品監査の範囲と主眼

(1) 範囲（監査項目） 第1・第2貯蔵品、工場貯蔵品（車両工場）および炭鉄貯蔵品にわたる取扱業務全般におよんでいる。したがって物品監査の対象としてとり上げるべき項目は実に広範であって、これを項目別に列挙することは困難であるが、これを端的に表現するならば、物品事務が法規・準則および達示に準拠して正常に行われているかどうかの確認とその推進にある。しかししてこれをあげるとすれば、施行細則第5条に定めるつぎの7項目に集約することができる。① 法規・準則および達示の徹底 ② 物品の準備および調達適否 ③ 物品の配給状況 ④ 貯蔵品保有額の適否 ⑤ 物品の出納保管の適否 ⑥ 積送品の整理状況 ⑦ その他の必要な事項。

この監査項目は主として合法性・妥当性の監査が中心となっており、能率監査に対するあり方は、内部規程上からも必ずしも明確ではないが、内部監査の一環としての物品監査本来の職能としても、経営能率の静的監査ともいえるべき能率改善の業務と併行して、この面における積極的活動が今後に残された課題である。

(2) 監査の主眼 前記各監査項目についてその主眼となる点をあげるとつぎのとおりである。すなわち第1項についてはすでに明らかであるところであるが、第2項については、物品の準備から調達に至る一連業務、すなわち物品の要求から準備計画、購入要求から調達・納入に至る資材活動を通じて、その処理手続ならびに所要時間の適否について検討するとともに、過剰準備の原因や調達行為の適否等の究明があげられる。第3項については、物品準備の要点が早期充当による配給の促進にあるという建前から、物品配給段階における所要時間、すなわち事務処理とその輸送に要する所要時間の当否についてはいうにおよばず、形式的には配給に関連した諸帳票類やその処理上の適否、また配給物品が果たして有効に使用されているかどうかの実態は握と、その適正化の推進にある。第4項については、貯蔵品

の偏在と過剰保有の抑制にあるといえるが、その前提施策としては箇所別、品目別の基準保有量ならびに常時保有制限額の検討が必然的に採り上げられることとなろう。第5項については、物品管理上重要な課題といえるが、この問題の究明にあたっては、倉庫、購買、運搬等の各管理方式の検討と相まって、その適否について追究してゆくべきである。第6項については、積送品未領収月報等を通じ、未整理の積送品および保転払いされたものの受入れ整理を促進させると同時に、極力過年度積送品の絶滅をはかる必要があり、これらは、正規保転手続の処理状況についての常時監査と相まって、その目的の達成に努めるべきであろう。

4 物品監査員の権限と責任

物品監査員の監査領域については、原則として本社監査員は地方資材部、資材事務所、用品庫まで、地方監査員は自管内の現業機関までに限定されており、それぞれ上級機関として関係機関の実地指導ならびにたな卸しの立合い等を通じて、貯蔵品の適正なあり方を追究してゆくわけであるが、監査に際しては公正な立場において、懇切に関係職員の意見を求めることに留意するとともに、ただちに処置または是正を必要と認める事項については、関係箇所長に対して、直接その処置または是正について助言することができる。また物品法規や内部指示に違反し、または不正不当と認められる事項、故意過失によって国鉄に損害を与えたと認められる事項等の是正または改善を必要とする事項については、ただちにその旨を資材局・部長に報告するとともに、その措置についての意見を具申しなければならない。このような権限と責任を十二分に遂行し、その機能を完全に発揮するためには、物品監査員にその人を得ることがもっとも重要な要素となるが、この意味において、その資格要件としてはつぎのような点があげられる。① 監査に関する知識と能力をもっていること ② 部内の諸規程のほか関係のある法令あるいは告示等にも通読していること ③ 物品事務の経験または知識を有すること ④ 豊富な企業会計上の知識を有していること ⑤ 人間的には、高度の人格と円満な常識を備えた人であること。（大小原文治）

ぶっぴんのけんさ 物品の検査（国鉄の） 事業用品を部外から買入れ、または事業用品の製作・改造もしくは修繕を部外に請負わせることを目的とする契約を契約担当役が締結する場合に、契約担当役が良品を確保するために用うる手段。またこれは契約の締結という事実から派生して、現品の出納整理をするまでの1つの関連業務を完全に実施するために、契約部門・検査部門および出納部門と、担当業務を部門別に分離する牽制（けんせい）組織の一部門を構成するものである。

契約担当役は契約の締結業務を執行するに当たっては、契約の相手方をして完全な給付をさせるために、契約の目的物を確定する基準となる一定の見本・規格・仕様書・図面等必要な事項を約定し、契約の相手方が約定した受渡場所において給付を完了した旨を受渡場所の長に届出（以下「給付完了の届出」という）したときは、契約の相手方の給付内容を上述の基準によって比較検討をする「給付完了の検査」を行い、この検査に合格したときに、契約の相手方の債務は完了し、国鉄に代金の支払義務が発生するように約定すべく、総裁によって義務づけられている。

1 検査の実施内容 大別して質的検査・量的検査および外装検査とに区分することができる。質的検査とは約定した見本・規格・仕様書・図面等と契約の相手方の給付内容とを比較して、その良否を判定する行為をいい、量的検査とは約定した